

## あま市公告第2号

一般競争入札を実施するので、あま市契約規則（平成22年あま市規則第39号）第7条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年1月14日

あま市長 村上浩司

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 聖徳保育園バス売却事業
- (2) 引渡場所 あま市昭和保育園
- (3) 引渡期限 令和8年3月27日まで
- (4) 業務概要 車両及びその他機器の引取（買取）業務

区分番号	財産名称	初度登録年月	走行距離(km)	車検	予定価格(円)	入札保証金(円)
1	聖徳保育園バス	平成18年6月	144,280（令和7年7月3日時点）	一時抹消登録	350,000	35,000

※予定価格とは、あらかじめあま市が定めた最低落札価格（税込）をいう。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 本業務の公告の日から落札決定日までの間に、あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）第3条第1項の規定による排除措置を受けていないこと。
- (4) 居住地又は所在地における市町村税に未納がないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あま市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）および紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。
- (7) 参加仮申し込み時点で、18歳以上の方。
- (8) 日本国に住民登録（法人の場合は法人登記）のある方。

### 3 入札の参加申し込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申し込み（本申し込み）は、仮申し込み手続きを完了した後、令和8年2月3日（火）午後2時までに入札保証金を納付し、公有財産売却一般競争入札参加申込書【様式1】に以下の書類を添付してあま市子ども健康部保育課に一般競争入札への参加を申し込みこと（郵送の場合は、令和8年2月3日（火）消印有効）。

#### ＜添付書類＞

個人の場合	○住民票の写し ※日本国籍を有しない方は、住民票の写し及び在留カード、特別永住者証明書
法人の場合	○登記事項全部証明書 ※履歴または現在事項のいずれか

※添付する書類は写し可とする。

※個人の方は、上記の「住民票の写し」を公的機関発行の証（運転免許証又は健康保険資格確認書等）の写しに代えることができます。

### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 あま市役所子ども健康部保育課  
(2) 期 間 令和8年1月14日（水）午後1時から  
令和8年2月24日（火）午後1時まで

### 5 現場説明を行う日時及び場所

下見会は、事前予約制とするので、参加希望者は下見会を希望する日の前日（閉庁日を除く。）の午後4時までに電話予約をすること。

なお、下見会の日時及び場所は以下のとおりで、本業務の売却対象となる残置物品の残置場所の説明を除き、質疑は受け付けない。

区分番号	日 時	場 所
1	令和8年1月19日（月）から 令和8年1月30日（金）まで 開庁日の午前9時から午後4時	あま市昭和保育園 (愛知県あま市甚目寺二伴田76)

### 6 入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム  
(2) 入札期間 令和8年2月17日（火）午後1時から  
令和8年2月24日（火）午後1時まで  
(3) 開 札 入札期間経過後、直ちに実施する。

### 7 入札方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。  
(2) 郵便による入札書の提出は認めない。  
(3) この入札は、市ガイドライン及び入札説明書により行う。

## 8 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、3の手続きと共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

### (1) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカード（デビットカードを除く。）による納付のみとする。公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカード（デビットカードを除く。）にて納付すること。

### (2) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売却代金に充当する。

### (3) 入札保証金の引き落とし

落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。

### (4) その他

落札者が、あま市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金はあま市に帰属する。

## 9 入札の無効

あま市契約規則第13条及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

入札期間終了後、あま市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

## 11 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、落札者決定後、あま市からの電子メールなどによる契約締結に関する案内に従い、あま市と売買契約を締結しなくてはならない。

### (1) 契約締結期限

令和8年3月27日（金）午後4時まで

落札者が、契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合は、売却の決定を取り消す。

### (2) 契約保証金

8の(2)により、入札保証金を契約保証金に充当する。

### (3) 必要書類

契約に際しては、あま市より契約書（2通）を送付するので、落札者は必要事項を記入、押印の上、必要書類（あま市が電子メール等で送付する契約締結の案内において指示する書類）を添付して(1)の契約締結期限までにあま市に直接持参または郵送（特定記録郵便又は書留郵便に限る。）すること。

## 12 売払代金の納入

落札者は、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の全額を

一括で納付すること。なお、売払代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等、本契約の締結及び履行に関して一切の費用は落札者の負担とする。また、緊急車両として公道を走る場合、改造・手続きが必要になる可能性があるが、一切の費用は落札者の負担とする。

(1) 売払代金納付期限

令和8年3月10日（火）午後2時30分まで

(2) 納付方法

売払代金はあま市が交付する納入通知書で納付すること。なお、売払代金の納付に係る費用は、落札者の負担となる。また、あま市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

(3) 売払代金の残額の金額

売払代金の残金は、売却価格から契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

### 1.3 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売買物件の所有権は、落札者が売買代金を完納した時に移転するものとする。
- (2) 売買代金完納後の売買物件の引き渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。また、緊急車両として公道を走る場合、改造・手続きが必要になる可能性があるが、一切の費用は落札者の負担とする。
- (3) 自動車の場合、落札者にあま市より「一時抹消登録証明書」、「譲渡証明書」を渡すので、落札者への所有者変更手続きを行うこと。

### 1.4 契約書作成の要否

要する

### 1.5 その他

売却財産は経年による劣化、使用によるキズ及び不具合が複数箇所あるので、十分理解した上で入札すること。また、あま市は契約不適合責任を負わない。

### 1.6 問合せ先

〒497-8602

あま市七宝町沖之島深坪1番地

あま市役所子ども健康部保育課

電話：(052)485-5988

FAX：(052)443-2571

メール：hoiku@city.ama.lg.jp